

令和7年度 国民健康保険税率改定

問合せ 国民健康保険課 ☎893・4411 (内線 4211)

(引上げ)のお知らせ

令和7年度から
左記の税率が適用されます

	標準保険税率 (令和6年度)	現行 (令和6年度)	令和7年度 (改正後)
所得割 (%)	12.80%	12.63%	12.89%
均等割 (円)	56,419円	35,000円	40,900円
平等割 (円)	36,951円	37,400円	37,400円

※医療分、後期支援分、介護分を合算した割合および金額

標準保険税率って？

毎年、都道府県が示している各市町村のあるべき保険税率(各市町村が目指すべき値) = 収入と支出が概ね一致する水準



また、市税が主な収入源である一般会計から国保特別会計の赤字を補い続けることは、行政サービスの実施に大きく影響します。

《10年間で約55.6億円》

その補填額は、

国民健康保険は、病気やけがをした時に安心して治療を受けられるように、国保加入者が国保税を出し合い、助け合う制度です。本市の国保特別会計は、支出に対する収入が不足しており、その不足額を国保加入者に限らず広く市民向けの行政サービスに活用する一般会計予算から補填し、国保特別会計の赤字を補っている状況です。

A 一般会計予算で負担している「国保の赤字」を解消するためです。



Q なぜ国保税を引き上げなければいけないの？

国保税率を適正な税率に見直すことで、長年の課題である国保における受益(給付)と負担の均衡および医療費の適正化を図り、より安定的な行政サービスを提供できるよう努めます。

現在の国保運営イメージ

市の総人口 約10万人 市の国保加入者 約2.4万人 (全市民の4分の1)



国保加入者の皆さまにご負担をお願いするかたちになります。相互を支え助け合う国民健康保険制度の趣旨をご理解いただき、本市国保の健全な運営に向けてご協力をお願いいたします。

市民税等は納期内に納めましょう!!

令和7(2025)年度 市税等納期カレンダー (見やすい所に貼り付けてご利用ください)

項目月別	固定資産税	市民税	軽自動車税(種別割)	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料	納期限・口座振替日
4月	1期						4/30(水)
5月			全期				6/2(月)
6月		1期					6/30(月)
7月	2期			1期	1期	1期	7/31(木)
8月		2期		2期	2期	2期	9/1(月)
9月				3期	3期	3期	9/30(火)
10月		3期		4期	4期	4期	10/31(金)
11月				5期	5期	5期	12/1(月)
12月	3期 25(木)			6期 1/5(月)	6期 1/5(月)	6期 1/5(月)	※納期限:左図参照 口座振替:12/25(木)
1月		4期		7期	7期	7期	2/2(月)
2月	4期			8期	8期	8期	3/2(月)
3月					9期		3/31(火)

☎ 098-893-4411

固定資産税・市県民税・軽自動車税(種別割):納税課 ☎内線1942~1946 介護保険料:介護長寿課 ☎内線4122~4123

国民健康保険税:国民健康保険課 ☎内線4246~4256 後期高齢者医療保険料:国民健康保険課 ☎内線4271